

認定書

国住指第4165号
令和2年4月9日

YKK AP株式会社
代表取締役社長 堀 秀充 様

国土交通大臣

赤羽 一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第九号の二口及び同法施行令第109条の2（20分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
EB-2735-1
2. 認定をした構造方法等の名称
複層ガラス入アルミニウム合金製引違い窓（二枚引違い）
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。